

船舶事故調査報告書

平成23年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月23日 16時40分ごろ
発生場所	福岡県柳川市塩塚川河口沖 塩塚川口南灯台から真方位016°200m付近 （概位 北緯33°05.8′ 東経130°23.3′）
事故調査の経過	平成22年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 裕福丸、3.5トン FO3-55142（漁船登録番号）、個人所有 12.28m(Lr)×2.26m×0.92m、FRP ディーゼル機関、285kW（漁船法馬力数）、昭和60年3月20日 B 漁船 第三光聖丸、1.96トン FO3-54575（漁船登録番号）、個人所有 8.00m(Lr)×1.72m×0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、昭和52年2月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月26日 免許証交付日 平成19年7月4日 （平成25年6月30日まで有効） B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年8月19日 免許証交付日 平成18年6月19日 （平成24年6月11日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B、肋骨骨折等）
損傷	A 船首船底外板に擦過傷 B 船尾部に亀裂、船外機に損傷
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員2人が乗船し、塩塚川河口沖に設置された海苔養殖施設での採苗作業を終え、平成22年10月23日16時20分ごろ柳川市両開漁港南西方約3,500mの同施設から発進して同河川内にある同漁港へ向けて帰途につき、船長Aが、A船の後部にある操縦席で椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、海苔養殖施設間の水路を北東進した。

	<p>船長Aは、A船の船首方に‘A船よりも少し大型の海苔養殖に使用する漁船’（以下「C船」という。）が北東進していたので、A船とC船との間に他船が割り込んで来ないように、C船の後方を船間距離約50mに保ちながら約17ノット（kn）の速力で追走した。</p> <p>船長Aは、海苔養殖施設間の水路を通過し、塩塚川左岸から南西方に築造された埋立地の南西端に差し掛かった頃、B船、C船及びA船の順に縦列となって同航する態勢となったが、最後尾のA船からはC船の陰になっていた先頭のB船を視認することができなかった。</p> <p>船長Aは、衝突の少し前にC船がB船の右舷側を追い越したことに気付かず、A船がB船を追い越す態勢で接近することになったが、B船がA船の船首浮上による死角（以下「船首死角」という。）に入ったことから、B船の存在に気付かなかった。</p> <p>A船は、塩塚川河口付近を北東進中、16時40分ごろA船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突し、A船の船首部がB船の右舷船尾部に乗り上げた。</p> <p>B船は、船長B及び同乗者1人が乗船し、海苔養殖施設での採苗作業を終え、16時30分ごろ両開漁港南西方約2,500mの同施設から発進して同漁港へ向けて帰途につき、船長Bが、船尾部右舷側で腰を掛けて船外機を操作し、同乗者を船尾部左舷側に座らせ、約3～4knの速力で潮が満ちるまで時間調整をしながら海苔養殖施設間の水路を北東進した。</p> <p>船長Bは、潮が満ちるのを待って両開漁港に帰航を始めた他船がB船を避けながら追い越していたので、後方を気にせず前方の見張りだけを行いながら航行した。</p> <p>船長Bは、衝突の少し前、C船がB船の右舷側約10mのところを追い越したのを認めたが、C船に後続していたA船がB船の後方から追い越す態勢で接近していることに気付かなかった。</p> <p>B船は、塩塚川河口付近を北東進中、16時40分ごろB船の右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船の船首部が身体に当たり、負傷して落水したが、A船に救助されて両開漁港へ戻り、ドクターヘリで病院へ搬送された。また、同乗者は、船長Aが依頼した後続の漁船に救助され、B船も両開漁港へえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>両開漁港は、河川内にあり、潮差が大きいため低潮時から約2時間30分後までは入出港することができず、潮が満ちるまで時間調整して入出港する必要があることから、本事故当日が採苗作業の初日であったこともあり、本事故当時には、潮が満ちるのを待って両開漁港に帰航する多くの漁船がいた。</p> <p>A船は、海苔養殖に使用する漁船であり、マストや操舵室はないが、後部に操縦席があって上部に天幕が設置されていた。</p> <p>B船は、マスト、操舵室、操縦席などの構造物がなく、船尾部に船外機を備えていた。</p> <p>A船の甲板員2人は、1人が船首部で船尾方を向いて座り、他の1人が船尾部で船尾方を向いて座って休息していたので、B船には気付かなかった。</p>

	<p>た。</p> <p>A船は、約17knの速力で航行していたことから、船首死角が生じていたが、船長Aは、C船を見ながら後続していた。</p> <p>船長B及びB船の同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、塩塚川河口付近をB船、C船及びA船の順で縦列となって北東進中、船長Aが、A船とC船との間に他船が割り込まないように船間距離を約50mに保つことに注意を向けて航行し、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、C船がB船を追い越し、A船が追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、C船がB船を追い越したのち、B船がA船の船首死角に入ったことから、追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、塩塚川河口付近を北東進中、船長Bが、他船がB船を避けながら追い越していたので、後方を気にせずに前方の見張りだけを行っていたことから、A船が船尾方から接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、塩塚川河口付近をB船、C船及びA船の順で縦列となって北東進中、船長Aが、A船とC船との間に他船が割り込まないように船間距離を約50mに保つことに注意を向けて航行し、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、C船がB船を追い越し、A船が追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、C船がB船を追い越したのち、B船がA船の船首死角に入ったことから、追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、塩塚川河口付近を北東進中、船長Bが、他船がB船を避けながら追い越していたので、後方を気にせずに前方の見張りだけを行っていたことから、A船が船尾方から接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、塩塚川河口付近をB船、C船及びA船の順で縦列となって北東進中、船長Aが、A船とC船との間に他船が割り込まないように船間距離を約50mに保つことに注意を向けて航行し、船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、C船がB船を追い越し、A船が追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、C船がB船を追い越したのち、B船がA船の船首死角に入ったことから、追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、塩塚川河口付近を北東進中、船長Bが、他船がB船を避けながら追い越していたので、後方を気にせずに前方の見張りだけを行っていたことから、A船が船尾方から接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、塩塚川河口付近において、A船が、B船、C船及びA船の順で縦列となって北東進中、船長Aが、A船とC船との船間距離を約50mに保つことに注意を向けて航行し、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、C船がB船を追い越し、A船が追い越す態勢でB船に接近することとなったことに気付かずに航行し、A船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他船の後方を船間距離を保って航行する場合は、見張りを厳重に行い、他船の動静に注意すること。 ・できる限り、船首死角が小さくなるように適度な速力で航行すること。 								